

(別紙3)

千葉県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (施設の長寿命化のための活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

	活動項目	取組	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県等が当該活動について技術的指導を行う。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（付帯施設）の更新等	
	農用地	102 給水栓の補修	
103 給水栓の更新			

第2 対象施設・対象活動の項目の説明

(1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

水路の破損部分の補修

・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路の老朽化部分の補修

・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

水路側壁の嵩上げ

・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

U字フリューム等既設水路の再布設

・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 付帯施設

- 集水枡、分水枡の補修
 - ・集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- ゲート、ポンプの補修
 - ・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- 安全施設の補修
 - ・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

- 素堀り水路からコンクリート水路への更新
 - ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。
- 水路の更新
 - ・水路に一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 付帯施設

- ゲート、ポンプの更新
 - ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。
- 安全施設の設置
 - ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

(2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

- 農道路肩、農道法面の補修
 - ・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- 舗装の打換え（一部）
 - ・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 付帯施設

- 農道側溝の補修
 - ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

- 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
 - ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 付帯施設

- 側溝蓋の設置
 - ・農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。
- 土側溝をコンクリート側溝に更新
 - ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上

げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

(3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

洗堀箇所の補修

・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

漏水箇所の補修

・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 付帯施設

取水施設の補修

・ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

洪水吐の補修

・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

安全施設の補修

・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（付帯施設）の更新等

ゲート、バルブの更新

・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

安全施設の設置

・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

(4) 農用地に関する対象活動

102 給水栓の補修

・給水栓の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

103 給水栓の更新

・老朽化等により機能に支障が生じており、補修による対応が不可能な給水栓について、更新等の対策を行うこと。